

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長南町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長南町長

公表日

令和7年6月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報の取り扱う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サー バー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項 別表14の項 (2)番号法第9条第1項 別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項、153の項、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課 0475-46-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課 0475-46-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
判断の根拠	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている <p>行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二第17、18、19項 予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条第7号、別表第二 第16-2、17-18、19の項 予防接種法施行規則第10条等	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 許可実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保健福祉課 課長 荒井清志	健康保険課 課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新様式の変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和3年3月3日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業 ①事業の名称・②事業の概要 ③システムの名称	①予防接種関係事務 ②予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳システム、中間サーバー、バックアップシステム	①予防接種に關する事務 ②予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ④健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳システム、中間サーバー、バックアップシステム	事前	
令和3年3月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 予防接種法第5条等	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93項の2 予防接種法第5条等	事前	
令和3年3月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19の項 予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2の項	事前	
令和3年3月3日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 0475-46-2111	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 0475-46-2111	事後	
令和3年3月3日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 0475-46-2111	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 0475-46-2111	事後	
令和4年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業 ②事業の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	
令和4年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業 ③システムの名称	健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年2月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業 ②事業の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	予防接種事業の実施（対象者への通知、接種台帳の管理、委託料の支拂い、予防接種事務及び販売応答等報告、予防接種健康被害救済等）事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の行為を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法律」という。)の規定に従い、特定個人情報の取り扱う。	事前	
令和7年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第93項の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 予防接種法第5条	(1)番号法第9条第1項 別表14の項 (2)番号法第9条第1項 別表126の項		
令和7年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業 ③システムの名称	健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム（予防接種）、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	事後	
令和7年6月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2の項	番号法第19条第1項第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項、153の項、154の項	事後	
令和7年6月12日	IV. 人手を介在させる作業 (新規項目のため、記載なし)	「〇」人手を介在させる作業はない	「〇」人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年6月12日	IV. 監査 実施の有無 []外部監査	[]外部監査	[]外部監査	事後	
令和7年6月12日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考えられる対策	(新規項目のため、記載なし)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年6月12日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規項目のため、記載なし)	十分である	事後	
令和7年6月12日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	行政情報システムにおいて、担当業務に必要な権限の付与のための機能をもつて、リスク削減を実施している。また、マネジメント情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセスマップの適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	事後	